THE CITY OF SUZUKA
鈴鹿市
さあ、ぎっともっと鈴鹿。

土木工事書類の簡素化ガイドライン（試行）

令和7年4月1日（火）
三重県鈴鹿市 技術監理契約課

目次

THE CITY OF SUZUKA 鈴鹿市 さあ、きっともっと鈴鹿。

1.はじめに
- (1)本ガイドラインの目的 …… P3
- (2)基本方針 …… P4
- (3)適用 …… P4

2.工事関係書類一覧表
- (1)活用方法 …… P5
- (2)用語の説明 …… P6

3.簡素化ガイド
- (1)工事の保険 …… P7
- (2)コリンズ …… P8
- (3)施工計画書 …… P9
- (4)施工体制台帳・施工体系図 …… P11
- (5)工事打合せ簿 …… P12
- (6)産業廃棄物・契約等関係書類 …… P13
- (7)安全教育・訓練等の実施状況資料 …… P14
- (8)関係機関・近隣協議資料 …… P15
- (9)休日・夜間作業届 …… P16

4.提出されがちな不要な書類

5.様式

1　はじめに

(1) 本ガイドラインの目的

◆本ガイドラインは、発注者及び受注者(以下、「受発注者」という。)双方の生産性向上を図り、工事書類の簡素化に向けた認識を共通させることを目的とします。

◆工事関係書類一覧表の取扱いについては、三重県公共工事共通仕様書(以下「県共仕」)に準拠します。また、県共仕より優先する基準書や特記仕様書が適用される工事案件については、それらを優先的に適用するものとします。

◆工事関係書類を作成するうえでの目安であり、実際の運用にあたっては、工事の特性等に合わせて適宜変更することができるものとします。

1　はじめに

(2)基本方針

1. 受発注者双方の働き方改革や生産性の向上を実現するため、工事書類の簡素化や電子化を推進します。
2. 紙と電子データの二重提出を求めないこと、二重提出しないことを徹底していきます。
3. 情報共有システム(ASP)の使用を推進していきます。
4. 工事関係書類一覧表を活用して、提出・提示書類を明確化し、提示書類が提出されることを抑制していきます。

(3) 適用

・令和7年4月1日以降、鈴鹿市が発注する予定価格30万円以上の土木工事を対象とします。

2　工事関係書類一覧表

THE CITY OF SUZUKA 鈴鹿市 さあ、ぎっともっと鈴鹿。

(1) 活用方法

・工事着手前に工事関係書類一覧表により、受発注者が作成すべき工事書類の提出・提示書類の明確化を行います。

・この一覧表は工事の特性等に合わせて発注者が工事関係書類一覧表を修正することができます。

工事名	令和**年度　あの事業　その工事　（どの工区）	工期	～
工事場所	鈴鹿市　某所　地内	受注者	
監督員氏名	鈴鹿　太郎	現場代理人	

土木工事関係書類一覧表　　2025.04.01 Ver0.0

分類		提出書類	根拠法令等　様式等	書類作成者		受注者書類作成の位置付け				備考	書類作成チェック欄	書類確認チェック欄
				発注者	受注者	提出			提示			
						紙	ASP	電子	受注者保管			
	契約関係	工程表(様式1-工)	工事請負契約書第3条第1項		○	○					□	□
		工事着手届(様式2-工)	共通仕様書1-1-1-9		○	○					□	□
		主任技術者及び現場代理人等通知書(様式4-工1)	工事請負契約書第10第1項 共通仕様書1-1-1-46		○	○					□	□
		掛金収納書提出用台紙(様式12-工) ※掛金収納書を添付したもの	共通仕様書1-1-1-43		○	○				証紙を購入しない場合は共済証紙(無購入・購入不足)理由書を提出する。	□	□
		請負代金内訳書(様式15-工)			○	○				請負金額における法定福利費内訳の確認資料。	□	□
		特定建設資材に係る分別解体等に関する省令様式第1号の別表3	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条		○	○				契約金額500万円以上の工事は契約書と同時に提出する。	□	□
		配水管技能者専任通知書	特記仕様書		○	○				対象工事のみ提出する。	□	□
		個人情報の安全管理に関する責任体制等報告書	特記仕様書		○	○				上下水道局発注工事は提出。 本庁発注工事はこれらの情報を施工計画書に記載する。	□	□
		監督命令書、監督職員通知書、検査職員通知書	工事請負契約書第9条第1項	○							□	□

2　工事関係書類一覧表

THE CITY OF SUZUKA 鈴鹿市 さあ、きっともっと鈴鹿。

（2）用語の説明

・提出・・・所定の様式により、発注者に書面で提出することをいいます。

・提示・・・受注者が監督職員または検査職員に対し、工事に係わる書面または資料を示し、説明することをいいます。ただし、監督職員または検査職員が必要と判断した場合は受注者の同意のうえ提出を求めます。また、提示する書面等に、工事打合せ簿の添付は不要です。

監督職員は提示書類の確認を行い、工事関係書類一覧表の確認欄にチェックを行うこと。

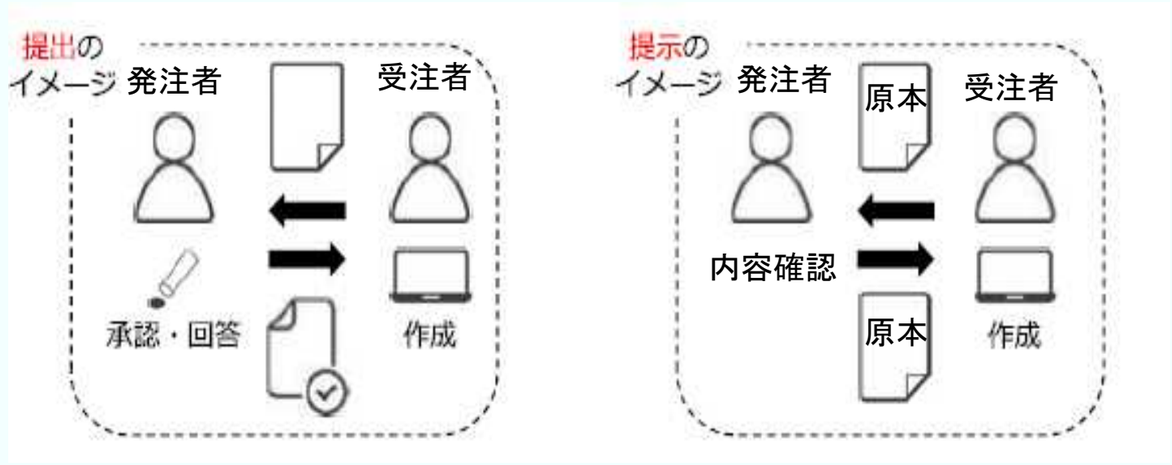

3　簡素化ガイド

(1)工事の保険

提出　⇒　提示

・工事請負契約書第60条第2項により、火災保険等を締結した場合、その証券又はこれに代わるものを提示し、確認します。

・提示された資料の写しを請求する場合は、理由を明らかにしたうえで、受注者の同意を得るものとします。

3　簡素化ガイド

(2)コリンズへの登録

提出　⇒　確認

・監督職員は送信されたメールに直接「本件の登録を認める」ことを記載し、返信することとします。

・監督職員はコリンズからのメール送付される「登録内容確認書」を印刷し、課内合議します。

・ 完成時の登録は、完成認定日以降に登録すれば良いものとします。

3　簡素化ガイド

(3)施工計画書①

・施工計画に大きく影響しない軽微な変更については、変更施工計画書の提出を不要とします。

・変更施工計画書は、変更箇所のみを抜粋して提出すれば良いものとします。
項目の追加等によるページ番号、項目番号等の修正を行う必要はありません。

次ページに続く

3　簡素化ガイド

(3)施工計画書②

≪軽微な変更例≫
・施工計画の変更を伴わない工種の追加
・既に契約している工種の規格や数量変更(工期末の精算変更)
・既に契約している工種の廃工
・10%未満の工程変更
・月を跨がない工期延期
・金額変更のみを行う場合(各種スライド、特例措置の適用時等)

≪重要な変更例≫
・緊急連絡網に掲載された者の変更。
・施工方法や安全管理等の変更。

3　簡素化ガイド

(4)施工体制台帳･施工体系図

提出 ⇒ 提出・提示

・施工体制台帳として提出する書類は右の図を参考に、必要最低限とします。

・施工体系図は提出の必要があります。

・部分下請負通知書は、下請け金額の把握ため、提出とします。

下請負の内訳

部分下請負通知書

（様式3-工）

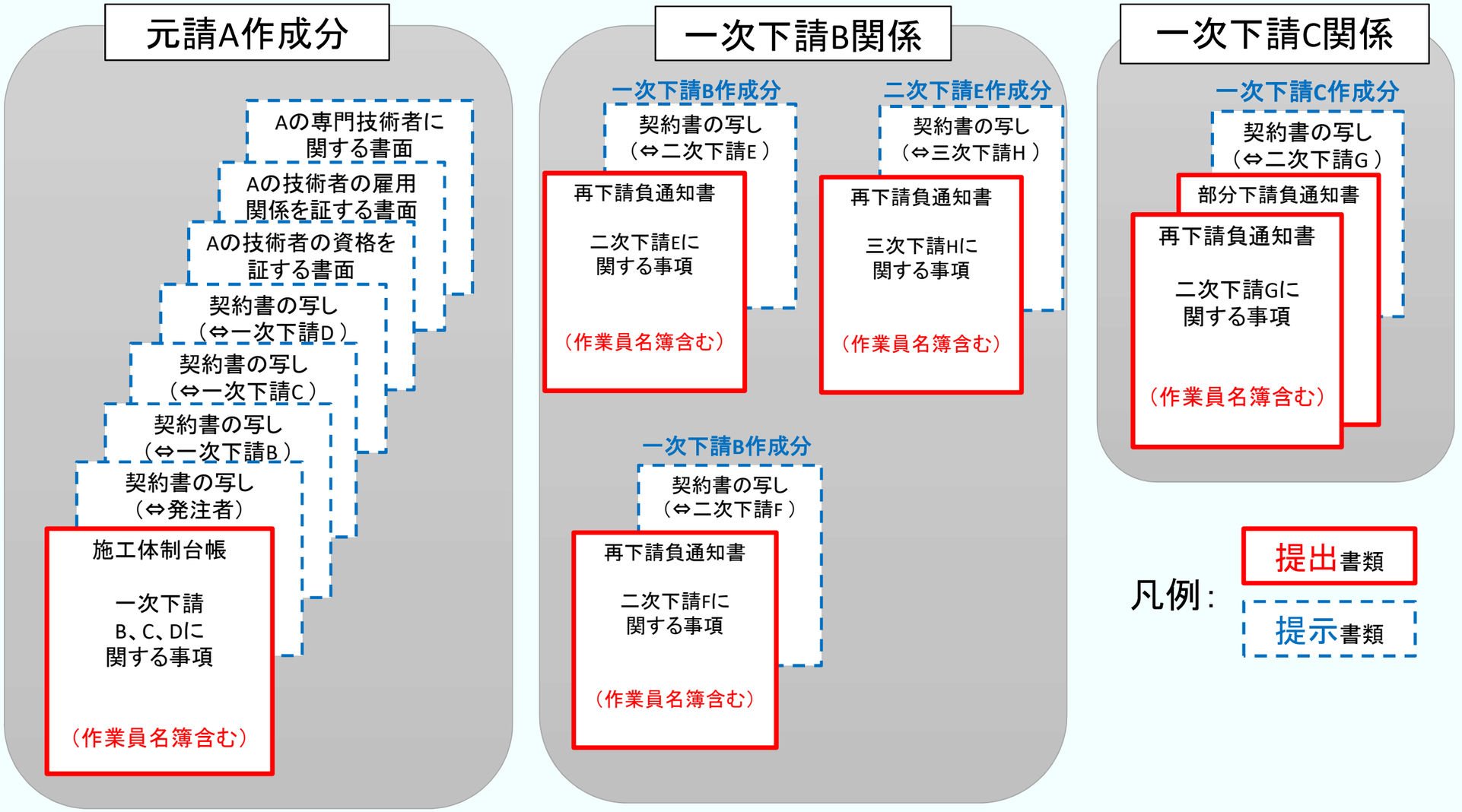

※ 出典：建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて（令和5年9月改訂）　　中部地方整備局建政部　建設産業課

3　簡素化ガイド

(5)工事打合せ簿

・監督職員は、過度な説明用の資料の作成や添付を求めないこと。

・資料を添付する場合は、極力、既存図面や既存資料を活用します。(内容が確認できれば良い。)

・共通仕様書、HP等で入手可能な一般的な基準類のコピーの添付は不要とします。

・発注者は、受注者からの協議や相談を「その日のうち」に回答するワンデーレスポンスを心がけるものとします。
「その日のうち」の回答が困難な場合は、「回答予定日」を受注者に連絡します。

3　簡素化ガイド

(6)産業廃棄物　契約等関係書類

提出　⇒　提示

・受注者は産業廃棄物が適切に処理されていることを整理しておき、監督職員または検査職員から請求があれば、以下の書類を提示するものとします。

①産業廃棄物の委託契約書

②産業廃棄物の収集運搬及び処分業許可証

③産業廃棄物管理票(マニフェスト写)

・契約数量の根拠は、産業廃棄物処分量集計表の提出とし、マニフェスト提示を受けた監督職員が集計表との確認を行うこと。

※建設発生土搬出伝票は、出来形管理資料の一部として取扱うため、提出とします。

3　簡素化ガイド

(7)安全教育・訓練等の実施状況資料

提出　⇒　提示

・安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料は、提示とします。

≪安全教育・訓練等の実施資料の具体例≫

①災害防止協議会活動記録
②社内パトロール実施記録
③安全訓練実施記録
④安全巡視、TBM、KY実施記録
⑤新規入場者教育実施記録
⑥社内検査記録・元請による下請負人の作業成果の検査記録
⑦その他必要なもの（作業日報など）

3　簡素化ガイド

(8)関係機関･近隣協議資料

提出　⇒　提示

・関係機関の許可後資料については、提示とします。

・監督職員から請求があった場合は、提出するものとします。

3　簡素化ガイド

(9)休日・夜間作業届

提出　⇒　確認

・休日・夜間作業をやむを得ず実施する場合、週間工程表等に記載することで提出は不要とします。

・休日・夜間作業を急遽実施する場合は、電子メール等で監督職員に連絡することとします。

※現道上の工事については書面での提出が必要となります。

4　提出されがちな不要な書類

◆産業廃棄物処分場までの運搬時の追跡写真
　⇒マニフェストで確認。

◆使用材料の出荷証明書
　⇒出荷したことのみを証明する資料。品質証明が混在する書類の場合は除く。

◆排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真
　⇒監督職員が現場で稼働している建設機械を確認すれば、写真提出不要。

上記の書類や提示書類が、工事完成図書に含まれないように監督職員は注意してください。

5　様式

本ガイドラインによる様式

・土木工事関係書類一覧表（様式1）

THE CITY OF SUZUKA
鈴鹿市
さあ、きっともっと鈴鹿。

本ガイドラインに関する問い合わせ先

三重県鈴鹿市 技術監理契約課
TEL:059-382-9039
FAX:059-382-9050
E-mail:gijutsukanrikeiyaku@city.suzuka.lg.jp